

函南町議会基本条例（案）

目次

前文

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 議会・議員の活動原則と政治倫理（第4条―第10条）

第3章 町民と議会の関係（第11条・第12条）

第4章 町長等と議会の関係（第13条・第14条）

第5章 議会事務局との関係（第15条）

第6章 検証・見直し（第16条―第18条）

附則

函南町は、1963年（昭和38年）4月1日に田方郡函南村から町制を施行して誕生した。伊豆半島の玄関口に位置し、箱根の南麓に広がる緑豊かな自然と美しい富士の景観に恵まれ、生活しやすい環境に加え、首都圏からの利便性の良さを活かして発展してきた。

近年、地方分権の推進により、地方自治体の自己決定、自己責任の範囲が拡大する中、多様化する町民ニーズや地域課題に迅速に対応するため、函南町議会（以下「議会」という。）が担う役割は、これまで以上に大きく、かつ、重要なものとなっている。

議会は、基本理念として日本国憲法が定める「地方自治の本旨」を実現するため、町民から直接選挙によって選ばれた議員で構成し、二代表制の一翼を担う最高意思決定機関として位置付けられている。

議会は、町民の負託に応えるべく、町の自然・歴史・文化を継承し、町民福祉の向上に努め、町民と議会そして行政が協働し、これから先も函南町が有する魅力と資源を大切にし、誰もが安心して暮らし続けられる持続可能な地域社会の実現を目指していく。

ここに、函南町民憲章の精神に基づき公平性、透明性及び信頼性を確保し、議会のあるべき姿と活動の基本原則を明確に定めるとともに、町民の意見を最大限に反映させるため、議会の最高規範としてこの条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、二代表制のもと、合議制の機関である議会が担う役割を明確にするとともに、議会及び議員の活動原則等に関する基本的事項を定めることにより、町民の負託に的確に応え、もって町民福祉の向上と公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に在住し、在勤し、又は在学する個人及び町内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいう。
- (2) 町長等 町長その他の執行機関及びその職員をいう。

(最高規範性)

第3条 この条例は、議会の運営及び議会活動に関する基本的なルールとして最高の規範性を有し、議員及び関係機関等はこれを遵守しなければならない。

- 2 この条例の規定は、他の議会規則及び関連法令と抵触する場合には、この条例の規定が優先して適用されるものとする。

第2章 議会・議員の活動原則と政治倫理

(議員の規範及び政治倫理)

第4条 議員は、自治体全体の奉仕者として、町民の負託に応えるため、高い倫理的義務が課せられていることを深く自覚し、誠実かつ公正に職務を行わなければならない。

- 2 議員は、自己の地位に基づく影響力を不正に行使し、町民に疑念又は不信を招く行為をしてはならない。
- 3 その他議員の政治倫理に関しては、函南町議会議員政治倫理条例（平成23年函南町条例第16号）に定めるところによる。

(議会の活動原則)

第5条 議会は、町民の代表機関であることを常に自覚しなければならない。

- 2 議会は、町民に信頼される開かれた議会運営に努めなければならない。
- 3 議会は、公正性及び透明性を確保し活動しなければならない。
- 4 議会は、町民の代表として、広く町民の声を把握することに努めなければならない。
- 5 議会は、議員の資質及び能力向上を図るため、議員研修の充実強化を図らなければならない。
- 6 議会は、議員相互間の討議を拡大するため、公平で自由な議論が尽くせるよう適正な運営を行わなければならない。

(議員の活動指針)

第6条 議員は、町民の代表者としての責務を果たすものとする。

- 2 議員は、一部の団体、地域の代表者にとらわれず、町民全体の福祉の向上を目指し活動するものとする
- 3 議員は、町民に対し、積極的に情報発信を行うものとする。
- 4 議員は、議員研修に積極的に参加し、政策提言能力の向上に努めるものとする。

(会派)

第7条 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の所属議員を有する団体とする。

2 会派は、政策提言のために調査研究を行うものとする。

(議長の権限と役割)

第8条 議長は、中立かつ公正な立場で、民主的で効率的かつ効果的な議会運営を行わなければならない。

2 議長は、議会の最高責任者としての自覚を持ち、議会改革の推進等先導的な役割を担わなければならない。

(委員会の活動)

第9条 委員会は、専門性及び特性を活かした活動を行うとともに、委員会内での活発な議論を行い、政策提言能力の向上に努めなければならない。

2 委員会の運営に関し必要な事項は、函南町議会委員会条例（昭和39年函南町条例第7号）に定めるところによる。

(災害時等の活動)

第10条 議員は、災害が発生したときは、速やかに議長に安否確認の報告をしなければならない。

2 議員は、地域の一員として、町民の安全確保と応急対応に努めるとともに、地域における共助の取組が円滑に行われるよう努めるものとする。

3 災害時の活動におけるその他必要な事項は、議長が別に定める。

第3章 町民と議会の関係

(町民との関係、交流、連携、町民参加)

第11条 議会は、町民に対し多様な媒体を活用し、わかりやすい表現を用いて積極的に広報及び広聴を行わなければならない。

2 議会は、町民との交流、連携を深め、意見交流会等を行い、多様な意見を的確に把握し、議会活動に反映させなければならない。

(議会広報の充実、議会情報の発信)

第12条 議会は、議会広報の充実を図り、議員活動の周知と議会情報の積極的な発信を行わなければならない。

2 議会は、議会の活動状況や議決内容等を町民に分かりやすく表現しなければならない。

第4章 町長等と議会の関係

(町長等との関係)

第13条 議会は、町長等と常に緊張関係を保ち、町長等の事務の執行の監視及び評価を行うとともに政策提言を行い、民主的な発展に取り組まなければならない。

(予算及び決算の審議、監視)

第14条 議会は、予算及び決算の審議において、分かりやすい政策別又は事業別等の説明資料を町長等に求めることができる。

第5章 議会事務局との関係

(議会事務局との関係、機能強化)

第15条 議会は、議会事務局との緊密な連携の下、機能強化を図る。

- 2 議会は、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現するため、必要な体制、環境整備が図られるよう努めるものとする。
- 3 議会は、議員の資質を高めるため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第6章 検証・見直し

(議員定数)

第16条 議員定数は、行財政改革の視点及び他市町との比較だけでなく、町民の多様な意見の町政への反映及び町長等の事務執行の監視機能に考慮し、町民の意見を聴取した上で決定するものとする。

- 2 議員定数の改正に当たっては、任期中に1回は見直すものとする。
- 3 その他議員の定数に関しては、函南町議会の議員の定数を定める条例（平成14年函南町条例第14号）に定める。

(議員報酬)

第17条 議員報酬は、定期的に函南町特別職報酬等審議会の開催を求め、意見を聴くものとする。

- 2 議員が提案する場合の議員報酬の改定に当たっては、行財政改革の視点及び他市町との比較だけでなく、町民の負託に応え得る議員活動に考慮し、町民の意見を聴取した上で決定するものとする。
- 3 その他議員の報酬に関しては、函南町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和39年函南町条例第3号）及び函南町議会議員の議員報酬等の特例に関する条例（平成30年函南町条例第14号）に定める。

(他の条例等との関係)

第18条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図る。

- 2 議会は、任期中に1回はこの条例の目的が達成されているかを検証し、必要に応じて見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。